

平成25年2月27日

各 位

会社名 シークス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 村瀬 漢章
 (コード番号 7613 : 東証・大証第一部)
 問合せ先 取締役経営企画部長 近藤 恒雄
 (TEL 06-6266-6414)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年2月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年3月28日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営体制の変更に伴い、株主総会の議長を取締役社長が担うこととするため、現行定款第13条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。</u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、<u>取締役会長が招集する。</u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年3月28日
 定款変更の効力発生日 平成25年3月28日

以 上